1. 開催の日時及び場所

平成24年10月18日(木)14:00~17:05 宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

縄田 和光 委員長

石川 壽一 委員

水田 和江 委員

三原 節子 委員

白石 千代 教育長

3. その他議場に出席した者

佐貫教育部長、辻村教育次長、上村総務課長、安田学校教育課長、中野学校給 食課長、山脇社会教育課長、唐沢文化財活用推進室長、松尾図書館長、兒玉学 校教育課長同格、西村総務課長補佐、伊藤学校教育課長補佐、濱原総務係長

4. 趣旨

委員長: ただいまから、平成24年10月18日の教育委員会会議を開催いたします。 本日は委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に 報告します。

会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています第10回の会議録について、ご異議等ありましたでしょうか。

(全委員異議なし)

委員長: それでは、第10回の会議録については、承認とさせていただきます。

続いて、前回開催の第11回の会議録についてですが、机上に配付していますので、次回会議までにご覧いただき、次回の会議でご承認を受けたいと思います。よろしくお願いします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は、 水田委員にお願いします。

委員長: 本日の議題ですが、「議案第19号宇部市学校運営協議会規則中一部改正 の件」、「議案第20号一般図書の選定について」の2件と、その他の事項 4件となっております。

> 始めに「議案第19号 宇部市学校運営協議会規則中一部改正の件」を議題 といたしますので、事務局から説明をお願いします。

事務局: 「議案第19号 宇部市学校運営協議会規則中一部改正の件」についてご説明させていただきます。平成25年度から国のコミュニティスクール研究指定校であります、琴芝小学校と上宇部中学校を除く35校が市の指定校になります。このことから、コミュニティスクールを進める中で、宇部市学校運営協議会規則の第5条第2項に「委員の定数は、十名以内とする。」という項目がありますけれども、多くの委員で協議会を構成したいという要望がいくつかの学

校からでております。他市の運営協議会の規則を見ましても、運営委員の人数 を規定していないところも多くありますことから、各学校の特色を活かしてい くにはすためにも協議会の定数10名以内という条項を削除したいと考えて おります。

(資料1の新旧対象表を基に、説明を行う。)

委員長: ただいまの説明に、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

委員: 地域の特色ある取組を進めていくという意味合いでは、何名以内というふうに決めるよりも、今のご提案のほうがいいと思います。そして、それぞれ地域の特性を活かして、各協議会が委員の人数を決めていくことで、コミュニティスクールも生き生きとした活動が展開できるものと思われますが、ちょっと気がかりな所があります。第5条第3項に「委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。」、また第9条第2項に「会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」とあり、これは明らかに定数というものを基にした表記の仕方と思います。それで、「委員の定数は、それぞれ協議会の特色に応じて、教育委員会が定める。」といったような項目がそこに残れば、その定数という考え方もあってもいいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局: それぞれの各学校の協議会と教育委員会で定数を決めることが出来れば、言われるように変更しても問題はありません。

委員: 定数を完全に削除すると、その都度、その都度に協議会が変わるというような感じにも受け止めかねないので、私もどこかで人数を決めるところが必要と思います。

事 務 局: それでは、第2項のところを「委員の定数は各協議会と教育委員会で決定する。」などの表現に改めさせていただきたいと思います。正式な文言等は専門 の担当課と調整し決めさせていただきます。

委員長: それでは今の意見を反映させていただき、事務局において修正していただく ことで皆さんよろしいですか。

(全委員異議なし)

委 員 長: 続きまして、「議案第20号 一般図書の選定について」を議題とさせてい ただきます。事務局よりお願いします。

事務局: 特別支援学級等で使用する一般図書につきましては、年ごとに採択することになっております。

資料の2にお示ししているように、平成25年度に使用する一般図書の選定 案が各学校から挙がってきておりますので、説明させていただきます。

(資料2に基づき、各学校が選定した図書一覧、及び文部科学省や県の選定資料についての説明を行う。)

委員長: 今のご説明に対しまして、ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

委 員: 学校間で選定冊数に相当の差がありますが、これは交流学習での学習とか、 いろいろな学習形態によって、一般図書を取り入れるために差があると理解し てよろしいですか。

- 事務局: そうです。どうしても特別支援の子どもたちは、個々で障害の差がありますので、その子に応じた一般図書や普通の教科書を選定していくことになります。 このため、各学校でバラバラになっています。
- 委員: 文部科学省の一般図書一覧表についてですが、去年と比較してもあまり変わっていませんし、少し気になる本も見受けられます。文部科学省は一覧表を作成するにあたって、現場の先生の声をどのように反映しているのでしょうか。
- 事務局: 申し訳ありませんが、その辺りにつきましては特別支援推進室が把握していると思いますが、私どもには情報は入ってきていません。 ただ、この一般図書一覧表の中から、必ず選ばないといけないものではありませんので、学校も必要があれば一覧表以外からも選択しています。
- 委員: 子どもたちの障害の程度は、非常に幅広く、色々な状況の違いがあり、直接子どもたちを指導しておられる教員に頼らざるをえないというところも多いのが現状です。今回、24種類の新しい研究調査の資料も添えられておりますけども、その中から各学校が9種類くらい取り上げられているようで、その点で調査研究が少しずつ生かされていると思います。
- 委 員: 学校によって本の冊数が違うのは、子どもの障害の程度や人数などでどのような基準があるのでしょうか。
- 事 務 局: 1 教科につき 1 冊ですので、中学校であれば全部で 9 教科ありますので、1 人 9 冊まで選ぶことができます。
- 委員: この資料を見た限りでは、適切に解説も書いてありますが、本も社会の変化に応じて変わっていくと思いますので、再版を重ねて、凄くいい本も沢山この中には入っていますが、何年も同じリストの中から探してくるのではなくて、毎年でも見直してもいいと思います。その時に、実際に現場で教育をしている先生方の声を少しでも反映されるような仕組みを作って欲しいというのが、私の願いです。

でも、今回先生方が選んでおられる本を見ると、さすがに本当にいい本を選んでいると思います。

- 委 員 長: 他に意見がなければ、原案どおり承認することでよろしいですか。 (全委員異議なし)
- 委員長: それでは、その他の事項に移らせていただきます。その他事項は冒頭で申し上げましたとおり全部で4件ありますので、事務局より次第に沿って説明をお願いします。
- 事 務 局: 「宇部市学びの森くすのきに関する条例等の制定について」説明させていた だきます。

宇部市学びの森くすのき(以下、「学びの森」という。)については、来年5月の供用開始に向け、現在、建設工事等を進めているところですが、供用開始に伴い、必要な条例等を制定する必要があります。

なお、今回お示しした条例案については、現在、総務管理課法令係と協議中ではあり、最終案については、次回の会議に改めて議案として上程させていただきたいと思いますので、皆さんのご意見をお願いします。

(資料3に基づき、当該条例案の第1条から第9条までの説明を行う。)

事 務 局: ただいま文化財活用推進室から説明がありましたが、学びの森は図書館部門 を有していることから、宇部市立図書館条例にあります「施設の構成、名称及 び位置」についても学びの森を追加する必要がありますので、説明させていた だきます。

(資料に基づき、改正する内容についての説明を行う。)

引き続き、学びの森とは直接関係ありませんが、宇部市立図書館の開館時間を変更しようと考えておりますので、説明させていただきます。

宇部市立図書館の平日の開館時間は、午前9時から午後6時までとなっていますが、木曜日に限り1時間延長し、午後7時までにすることを検討しております。この場合、当該条例第5条の「開館時間」について改正する必要があることから、説明をさせていただきます。

(資料に基づき、条例改正する内容についての説明を行う。)

なお、今後のスケジュールといたしましては12月市議会で条例改正を行い、 周知の期間を経て平成25年4月から施行したいと考えております。

委員長: この件ついてご意見等ありますか。

委員: 学びの森条例案では、開館日と時間を教育委員会規則で定めるとなっていますが、図書館条例ではきちんと定められています。また、職員の配置についても図書館条例の方だけ詳しく書いてありますが、その辺り同じ条例ですので、統一されるべきではないでしょうか。

事 務 局: 学びの森は、資料館部門と図書館部門が合わさった施設であることから、市立図書館と全く同じ開館日、開館時間にすることができない場合も想定されますので、運用面等を考え、現時点では教育委員会規則で定めていこうと考えています。

また、職員の配置については、博物館登録をする場合は学芸員の配置は必要でありますが、これについても他の条例との絡みもありますので、このような書き方になっています。ただ、この書き方に関しては総務管理課法令係とも引き続き協議いたしまして、確認します。

委員: 文化振興財団ができたときには、学びの森はその管理になるのでしょうか。 事務局: 文化振興財団の設立については、市長部局が進めていることから未確認のところがありますが、財団が設立された後、ときわミュージアムや渡辺翁記念会館等、順次委託していくと聞いています。学びの森がいつ文化振興財団に移行することになるのかは分かりませんが、その場合も視野に入れて運営していきたいと考えています。

教 育 長: 市立図書館の開館時間の延長についてですが、木曜日だけ午後7時になった ときにどれくらいの利用があるのかという統計をずっと取っていただきたい と思います。時間を延長することで図書館の運営や人件費がすごくかかるとい うのなら、私はそれをやめる覚悟もいると思っています。

事 務 局: 平成22年度に来館者260数名を対象とした調査をしたことがありますが、 その中で閉館時間について、現行の18時が46.2%、19時までは36. 8%という結果もあります。現体制で可能な限り、要望に答えたいと考えています。

- 委員: 夏場に午後7時まで開けていただくのは大変嬉しいことですが、夏場と冬場の午後7時では随分違いますので、もしかしたら、冬場の午後7時では利用者が少ないかなという気もしています。
- 事 務 局: 仕事の関係で、午後6時では間に合わないという話も多く聞いていますので、 そう言った方々が更に利用していただければ、利用者の増加には繋がっていく と考えています。
- 委員長: PTAと教育委員会の懇談会でも、いつも図書館の閉館時間の延長に対する 意見もありますので、実施されれば本当に嬉しいことだと思います。 では、次の「平成25年成人式について」お願いします。
- 事 務 局: 平成25年の成人式について、日時、場所、実施団体等が決まりましたので、 ご報告させていただきます。 (資料に基づき、平成25年の成人式の概要及び今後のスケジュール等につい ての説明を行う。)
- 委 員: 平成24年の成人式について、総括としてはどのように考えておられますか。
- 事務局: 平成24年は、会場を渡辺翁記念会館から俵田体育館に移しパーティー形式となりましたが、新成人からは賛否両論の意見をいただきましたが、一緒に入場していただいた保護者の方からは、大半の方が記念会館の方が良かったというご意見をいただいているところです。
- 委員: 新成人を持つ保護者に知り合いが多かったのですが、皆さん大変混乱された と聞いています。急な変更で、場所も変わったし時間も変わったので、いろい ろな段取りがすごく狂ったということで、こういう行事はある程度、毎年、場 所も時間も一定にしているほうがありがたいと言われていました。
- 委 員: 前回は地域ごとに分かれたテーブルが配置されていましたが、地域毎で状況 の違いはありましたか。
- 事 務 局: 地域毎というよりはテーブルの位置ですが、前側のテーブルの新成人は式典 に集中していたようですが、後側のテーブルでは何が行われているか分からな い状況で、同窓会みたいになったというふうに理解しております。
- 委 員: 来年の対象者数が1,273人とありますが、全員が渡辺翁記念会館に入れますか。
- 事務局: 渡辺翁記念館の会場の座席数は、1,353席と聞いており、実際の参加者は1,200人前後と推計しております。
- 委員: 今年の混雑の中でやっぱり障害のある方は参加しにくかったという意見を聞きましたので、入りやすい場所の座席を確保するなり、その辺の配慮を少し考えて頂きたいと思います。
- 事 務 局: 渡辺翁記念館には車イスの席があります。 今年は市民の方からご意見をいただき手話通訳者をやっていただきました

が、遠いのでよく分からなかったというご意見もいただいております。このため、来年は要約筆記もできれば準備したいと思っております。

委員: 前回の意見を参考にされて、自閉症の方や、集団が苦手だけども親としては 是非参加したいという方もいらっしゃいますので、目に見える障害ばかりでは ないので、その辺も配慮していただきたいと思います。配慮を要する方とか、 配慮をして欲しい方というのは事前の申込みはできるのでしょうか。

事務局: 障害福祉課から情報がいただけるよう連携をとっていきます。

委員: 出欠の確認の時に配慮が必要かどうかということを、葉書に書き込めればいいのではないでしょうか。文章的にはどうなるか分からないですが、そういうことを少し考えていただきたいと思います。

委員長: 成人式までにはもう少し時間がありますので、今のご意見を参考にされながら、企画運営される団体とも連携を十分取っていただきたいと思います。 続いて「宇部市教育振興基本計画について」報告をお願いします。

事務局: 「宇部市教育振興基本計画について」説明させていただきます。 (9月27日に開催した第3回検討委員会の内容について、アンケート調査結果の概要、ワークショップ、計画骨子案についての報告を行う。)

委員長: 時間がない中で事務局では作業が大変でしょうが、よろしくお願いします。 続いて「寄附の報告について」よろしくお願いします。

事務局:(資料6に基づき、寄附の報告を行う。)

委員長: 本日の議題については以上ですが、その他にありますか。

事務局: 学校給食調理業務について事務局から報告させていただきたいことがありますので、よろしいでしょうか。

委員長: 皆さんよろしいでしょうか。 (全委員異議なし)

委員長: それではお願いします。

事 務 局: 「学校給食調理業務(調理業務の民間委託)について」ご報告させていただきます。

(別紙配付資料に基づき、市議会での答弁について、市職員労働組合との交渉 状況及び今後の対応等について報告を行う。)

委 員: 来年度に正規職員が退職されると思いますが、その方の再任用の要望は無かったのですか。

事務局: 来年の退職者は、定年による退職者4名と早期退職者1名の計5名の予定ですが、再任用の希望については現在職員課で調査中です。なお、再任用職員は正規職員と雇用条件が異なることから、再任用2人で正規職員1人分となります。

委員長: 今後の予定はどうなりますか。

事 務 局: 議会や新聞等でも調理業務の委託が話題となっていますが、市職員労働組合 と協議が進まない状況です。このままでは保護者等に不安等を与えてはいけな いと思っていますので、改めて教育委員会会議において方向性の確認を行い、 出来るだけ早目に保護者に説明していきたいと考えています。

委 員: 学校現場には既に説明しているのですか。

事務局: 個々の学校には直接説明していませんが、以前開催した学校給食運営委員会

では既に説明しており、その委員となっている学校では分かっているはずです。

委員長: 保護者の方は心配されている方もいらっしゃると思いますので、説明についてはよろしくお願いします。

以上を持ちまして第12回の教育委員会会議を閉会といたします。